

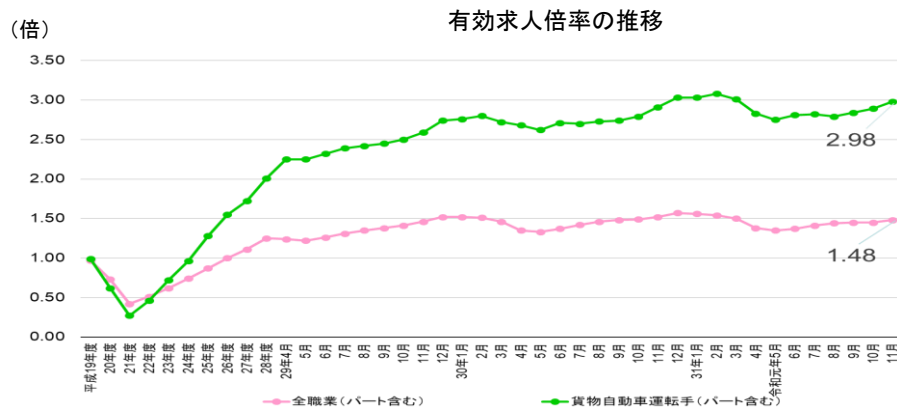
トラック運送事業における 標準的な運賃について

令和3年3月

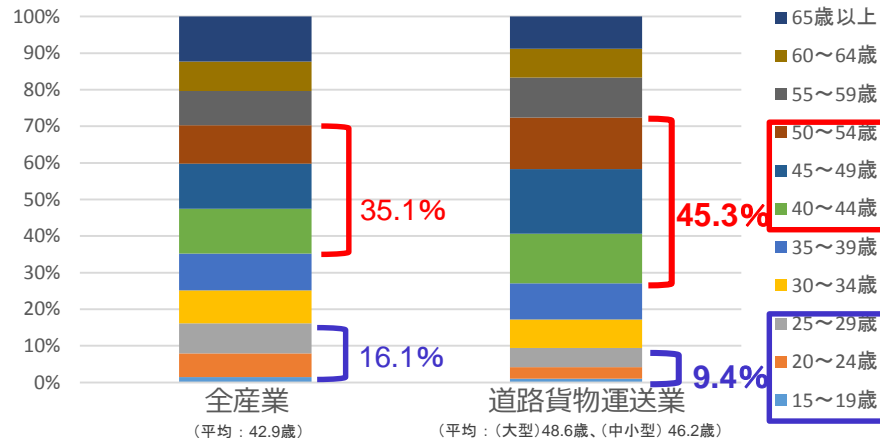
九州運輸局 福岡運輸支局 輸送部門

トラックドライバー不足の現状

【人手不足】 全職業平均より**約2.0倍高い**。



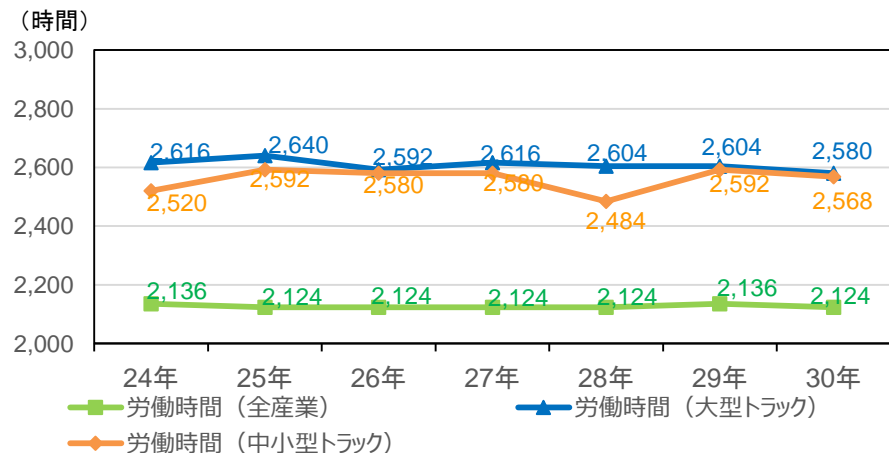
【年齢構成】 全産業平均より**若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い**。



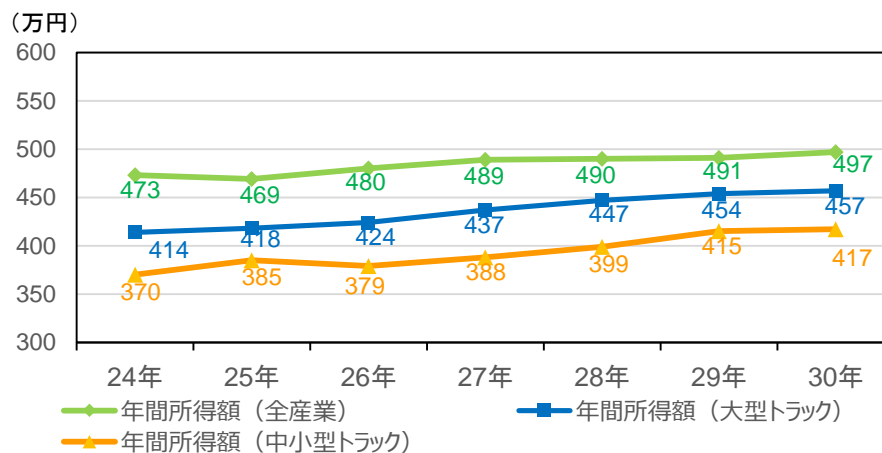
(出典)厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」ほかより国土交通省作成

トラックドライバー働き方をめぐる課題

【労働時間】 全職業平均より**約2割長い**。



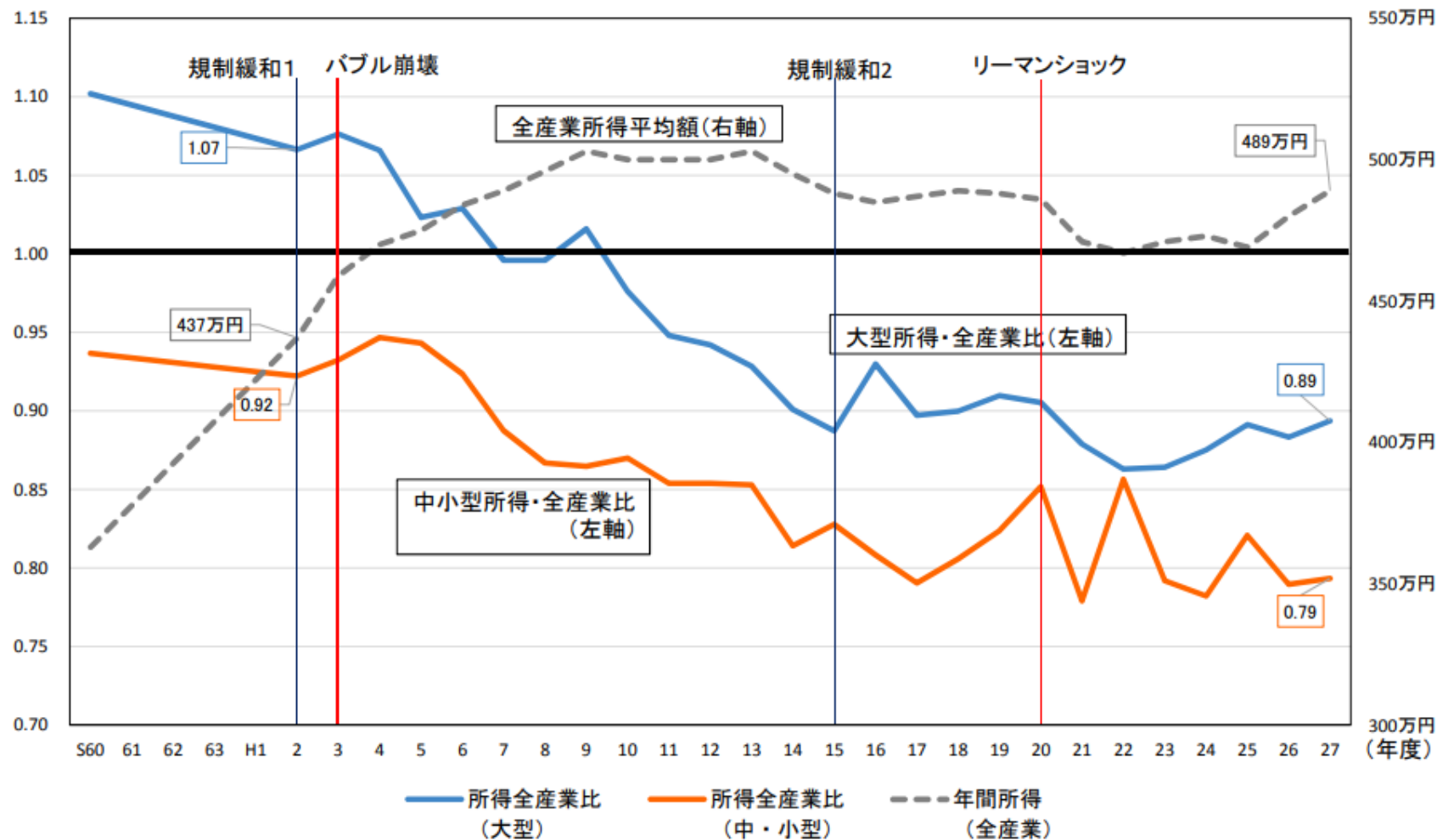
【年間賃金】 全産業平均より**約1割~2割低い**。



▶ **ドライバー不足を解消するためには、ドライバーに長時間労働をさせずに、十分な賃金を支払うことができるよう、運送事業者が適正な運賃収受のできる取引環境に是正することが不可欠。**

全産業平均と比較したトラックドライバーの人件費の推移

- 規制緩和前、トラックドライバーの給与は全産業平均並み、あるいはそれ以上であったが、平成2年の規制緩和以後、ほぼ一貫して低下傾向にあり、現在では、全産業平均と比較して、大型トラックのドライバーは約50万円／年、中・小型トラックのドライバーは約100万円／年の乖離。



(出典)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から国土交通省作成

トラックドライバー不足がもたらす問題

- ドライバー不足を背景に、既に、**運送サービスを提供可能なトラック台数や日・時間帯等の縮小**が発生。

【実際に現場で起きている事例】

- ・ **長時間の拘束等を理由に配送業務撤退の要請** (食品メーカー系物流会社)
- ・ **宅配便の配達指定時間帯の縮小** (大手宅配事業者)
- ・ **雑誌・書籍の発売日が従来より1日後ろ倒し** (中国・九州地方の運送業者)
- ・ **関東・関西方面へ輸送する農産品の集荷を1日前倒し** (宮崎県の運送業者)
- ・ **日曜日の集荷・配達を中止** (右図参照)

日曜日の集荷・配達中止について

拝啓 時下益々清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、**予てより運送業界における人手不足問題や政府の推進する「働き方改革」**等を受け、弊社グループでは、業務の見直しによる効率化等、さまざまな取り組みを実施してまいりました。そのようななか、ご迷惑をお掛けすることとなりますが、**日曜日の営業体制を大幅に変更**させていただくこととなりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

弊社グループが、今後も引き続き安全・安心な輸送サービスを提供し続けるための措置として、ご賢察いただき、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参考】日曜日の配送等中止に関するある運送事業者のリリース(会社HPより引用)

取引の適正化等を図り、ドライバー不足の問題に適切に対応しない場合、物流が不安定となる、各企業の販売の機会損失が発生するなど、サプライチェーン全体に影響を与える懸念。

トラック運送業における生産性向上に向けた取組

- トラック事業者においても、**生産性の向上・多様な人材の確保**に向けて様々な取組を実施。

【取組の例】

- ・ **パレット化等による機械荷役化の促進**
(荷役時間の削減・負担軽減)

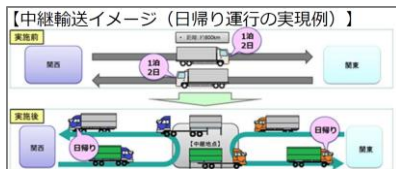


パレットによる機械荷役



テールゲートリフターの導入

- ・ **中継輸送の実施** (日帰りの短時間勤務が可能)



(イメージ)

- ・ **女性等が働きやすい環境の整備**



◀ 女性ドライバー等に配慮した車両の導入 (乗降性の確保等)



ライフスタイルに合わせたシフトの設計



託児所の設置

- ・ **スワップボディコンテナの導入**
(荷主側の庫内業務の効率化等)



スワップボディコンテナ車両

- ・ **車両の安全性の確保**
(先進安全自動車(ASV)の導入等)

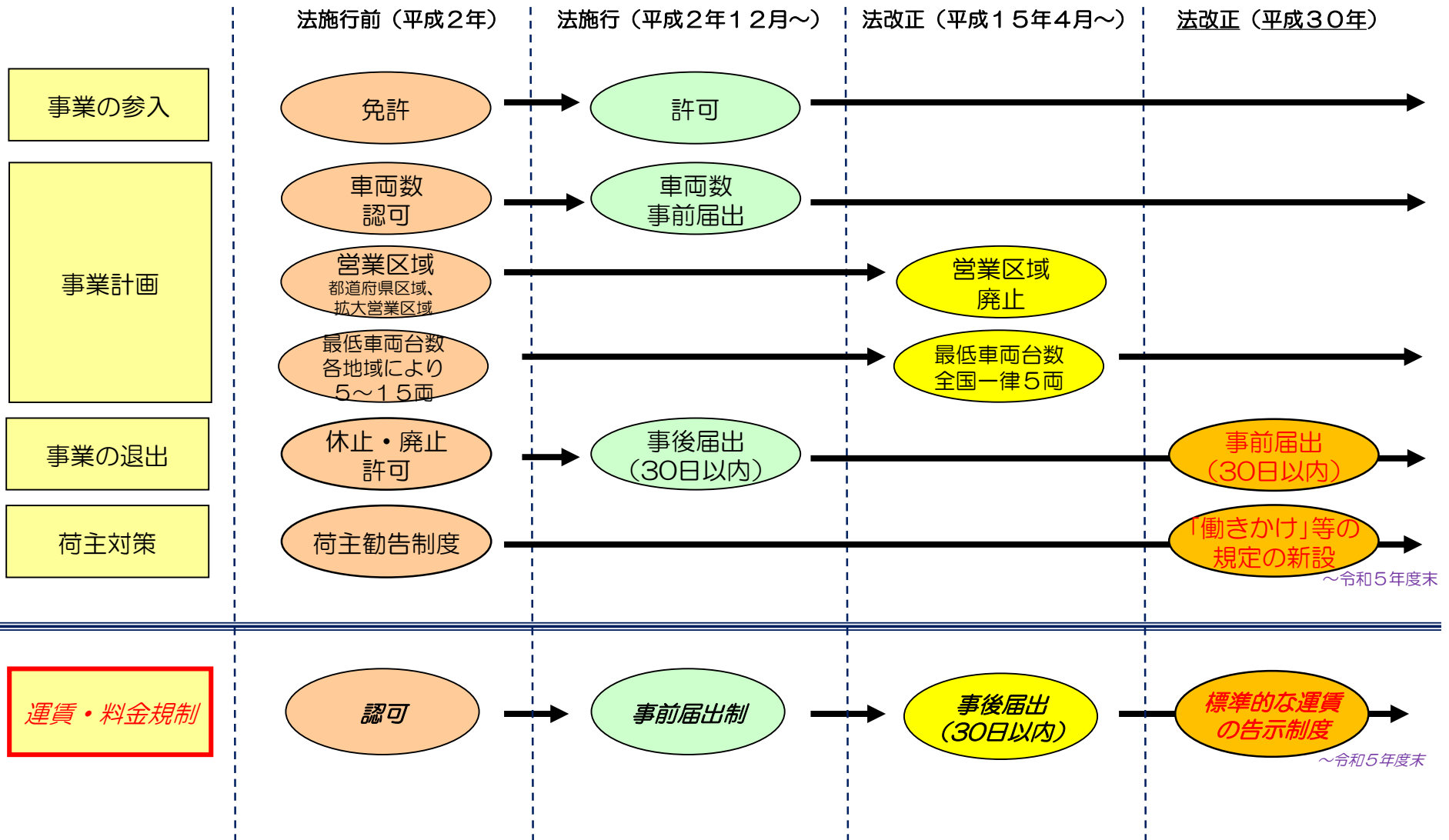
被害衝突軽減ブレーキの例▶



一層の取組を促進するための原資の確保が必要。

また、中小への浸透には時間を要するものも多いため、あわせて取引の適正化を図ることが不可欠。

(平成 2年12月 1日 貨物自動車運送事業法の施行)
 (平成15年 4月 1日 改正貨物自動車運送事業法の施行)
 (平成30年12月14日 改正貨物自動車運送事業法(議員立法)の公布)



改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(=働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

- 原則として運賃と料金をとを分別して收受
- = 「運賃」: 運送の対価 「料金」: 運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化 ※「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例:過労運転、過積載等)
→ 荷主の理解・協力のもと働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告+公表

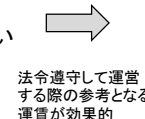
荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等
→ 必要なコストに見合った対価を收受しにくい
→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる



- ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を運営するための参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により、「標準的な運賃の告示制度」が創設。
- 標準的な運賃は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に、②適正な利潤を加えたものを基準。原価の算定に当たっては、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、②コンプライアンスを確保できることを前提。

1. 運賃表の設計方針

○運賃表の基本

⇒ 貸切(チャーター)を前提として、(1)距離制、(2)時間制の双方の運賃表を策定。また、上限・下限の幅は設けず統一的な運賃を設定。

○車種等の違い

⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)について設定。 ・ドライバン型のトラックを基準として算出。 ※冷凍・冷蔵のバン型車については割増率を設定

○地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定。

2. 運賃と料金の考え方

⇒ 料金(待機時間料、高速道路料金、フェリー料金、燃料サーチャージ等)については、運賃表とは別に項目を規定。

※待機時間料は、30分を超える場合の1時間当たりの標準的な料金を設定(30分以内の待機時間に係る費用は固定費に算入)。

3. 「適正な原価」の考え方

○元請け・下請けの関係

⇒ 実運送事業にかかる原価等を基準に運賃を算出。

○減価償却費(車両)

⇒ 法定耐用年数とリース期間・融資期間等の実態を加味し、5年での償却を前提に算出。

○人件費

⇒ 全産業平均の時間当たりの単価を基準。

○間接費(一般管理費等)

⇒ トラック運送事業の平均値を使用。

○借入金利息

⇒ 営業外費用として、適正な原価に算入。

○帰り荷の取扱い

⇒ 実車率50%の前提で算出。

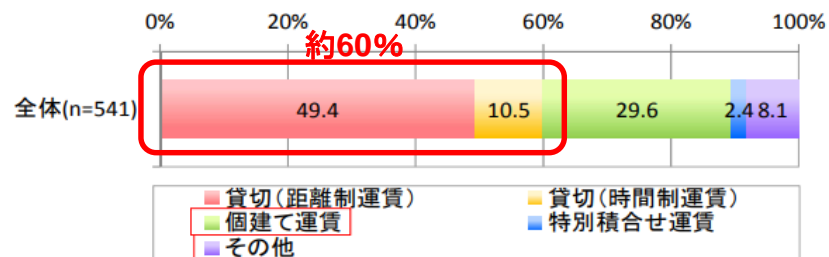
4. 「適正な利潤」の考え方

⇒ 経常利益(営業外収入を除く。)として一定水準確保できるよう、自己資本に対する適正な利潤額を算定。

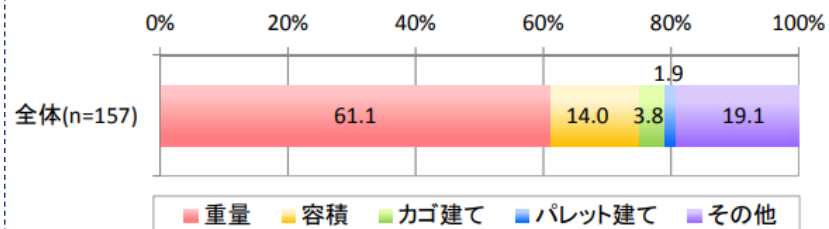
現在の実勢運賃の決め方について

- これまでの調査によると、運送事業者の約60%は貸切り(距離制+時間制)運賃を採用しており、また、約30%は重量ごと、容積ごとの個建て運賃を採用。特別積合せ運賃は約2%とごく僅か。
- 運賃・料金の決定方法は、約40%が取引先の提示運賃(荷主からの言い値)であり、また、約25%が過去の運賃・料金水準を参考としている状況。原価計算に基づいた運賃・料金をベースとしている事業者は約25%にとどまる。

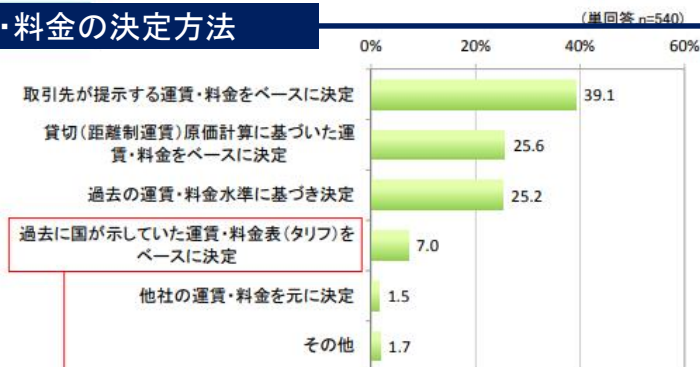
契約している運賃体系



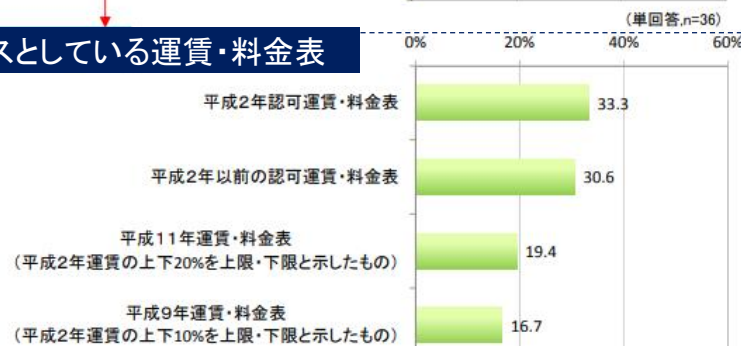
個建ての種類



運賃・料金の決定方法



ベースとしている運賃・料金表

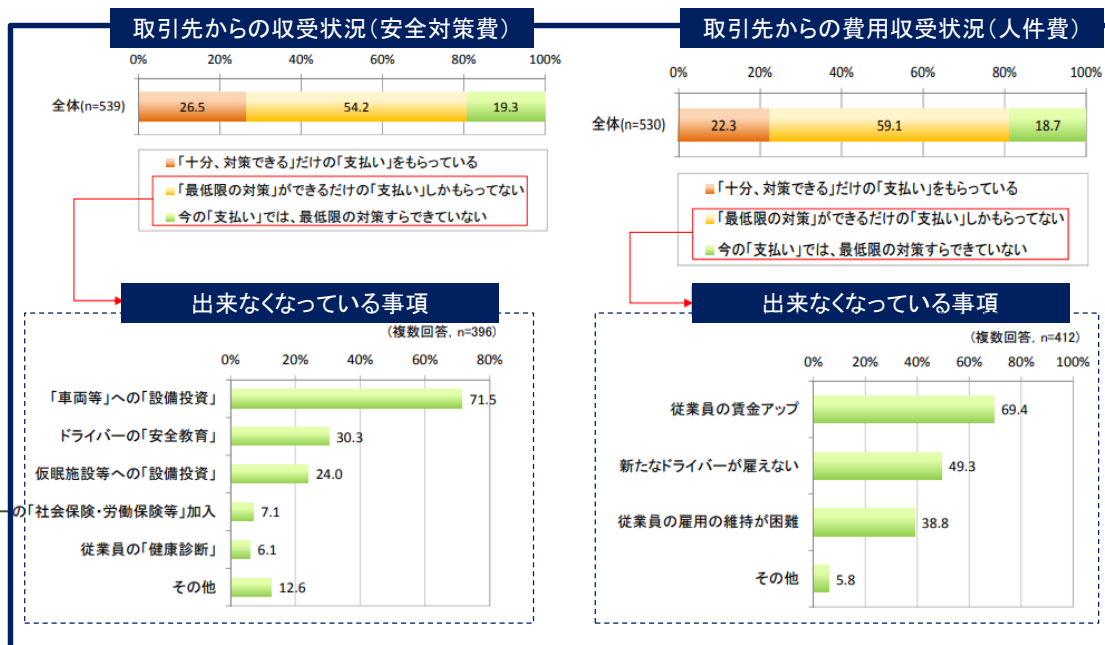


(出典) 平成29年国土交通省、全日本トラック協会調査

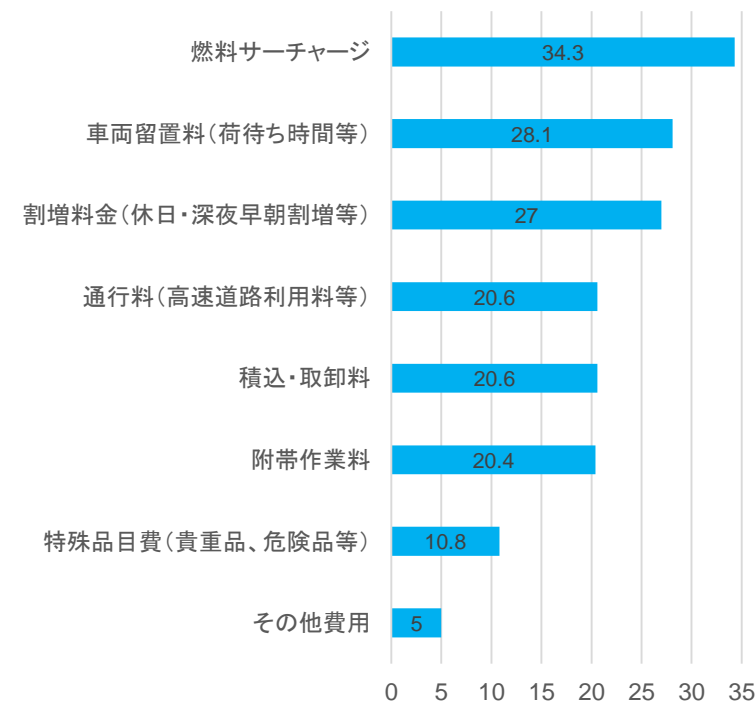
現在の実勢運賃において収受できていない費用について

- これまでの調査では、人件費、安全対策費についても、十分に収受できない状況がある。
- また、燃料サーチャージを筆頭に、車両留置料や割増料金を十分に収受できていない事業者が多数。

「十分に収受できていない」費用について



「十分に収受できていない」費用について (燃料サーチャージ等)



トラックの代表的な車格について

- 一般的な貨物を運ぶ事業用のトラックの大きさは、**積載量により**、大きく分けて、**①小型トラック**、**②中型トラック**、**③大型トラック**の3つに分類される。
- そのほか、**特殊な形状・仕様のトラックやトレーラーが存在**。

※全日本トラック協会ホームページより

(1) 小型トラック

一般的に積載量が2トン以下のトラックを小型トラックと称します。主な形状は次のとおりです。



平ボディ：
荷台がフラット型の汎用的なトラックです。



バンボディ：
荷台がアルミ製の箱型のトラックです。平ボディよりも風雨から荷物を保護することができます。現在では最も一般的なトラックです。

(2) 中型トラック

一般的に積載量が4トンクラスのトラックを中型トラックと称します。トラックの荷台の形や装備によってトラック1台ごとの積載量に大きな開きがあります。主な形状は次のとおりです。



平ボディ：
荷台がフラット型の汎用的なトラックです。荷台が軽いため、おおむね積載量を4トン以上確保することができます。屋根が無い分、貨物の積卸しが容易です。(クレーン付きを除く)



バンボディ：
荷台がアルミ製の箱型のトラックです。平ボディよりも風雨から荷物を保護することができます。ただし、ボディの重量によって積載量は4トン以下に減少します。

(3) 大型トラック

一般的に積載量が10トンクラスのトラックを大型トラックと称します。トラックの荷台の形や装備によってトラック1台ごとの積載量に大きな開きがあります。主な形状は次のとおりです。



平ボディ：
荷台がフラット型の汎用的なトラックです。11~15トンの最大積載量が確保できます。

【特殊な形状・仕様のトラックなど】



冷凍冷蔵車：
冷凍・冷蔵装置が付いて、荷台が冷凍庫や冷蔵庫になるトラックです。冷凍食品を運んだり、生鮮食品を新鮮なまま運ぶことができます。

・セミトレーラ

もっとも一般的なのがセミトレーラです。けん引部分と合わせた、全体の長さは一般的には16.5m以下です。



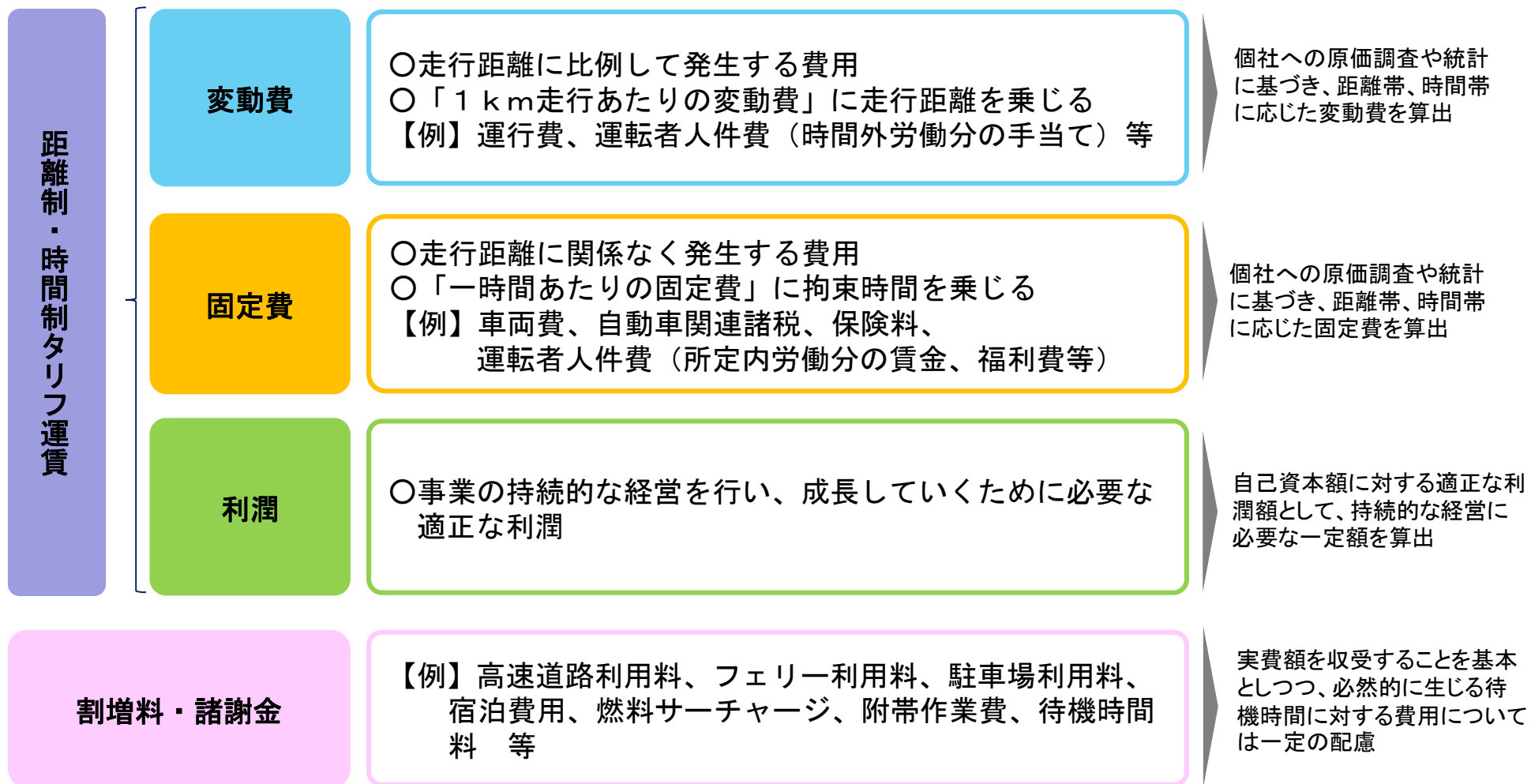
バンボディ：
荷台がアルミ製の箱型のトラックです。平ボディよりも風雨から荷物を保護することができます。



(出典)全日本トラック協会ホームページより引用。ただし、赤字下線部分は国土交通省にて追記。

標準的な運賃の算出に係る考え方について(イメージ)

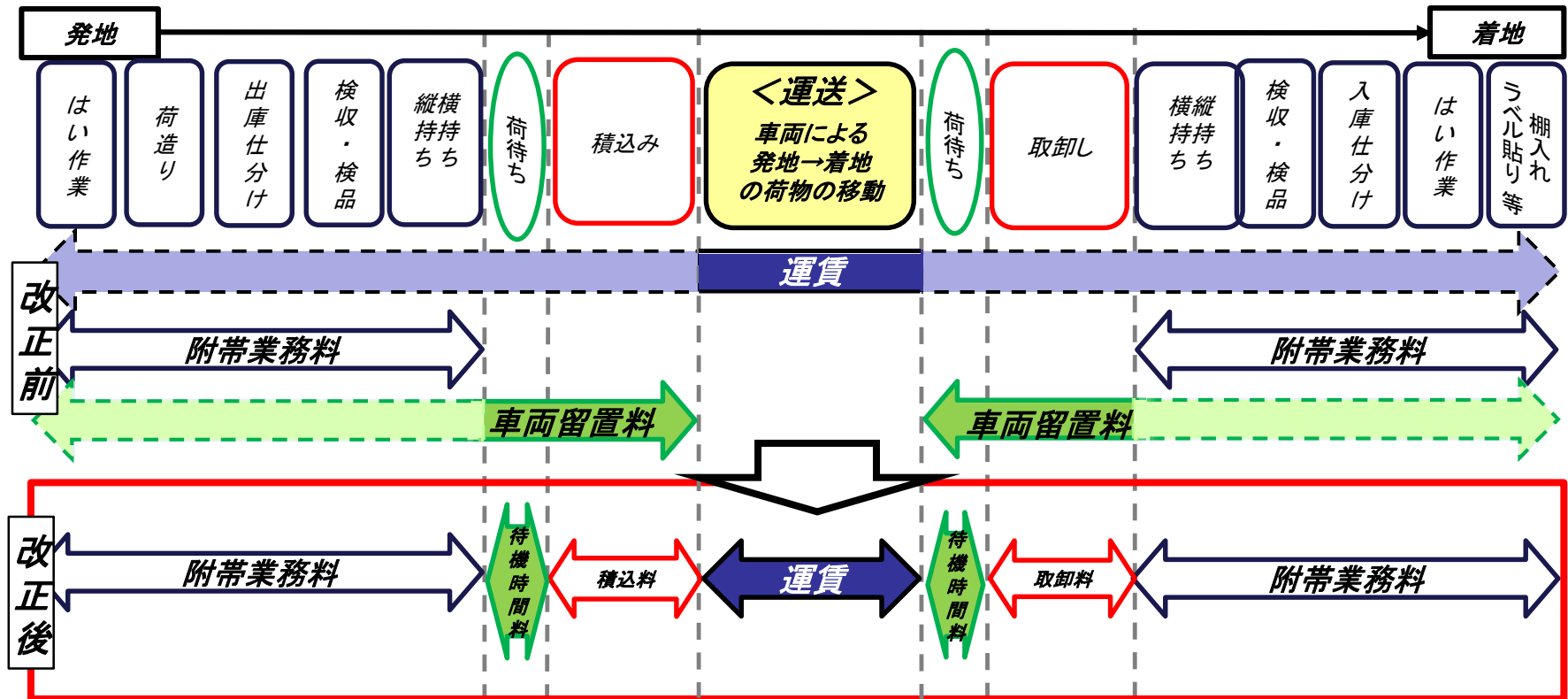
- 「標準的な運賃」は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に②適正な利潤を加えたものが基準。適正な原価の算定に当たっては、標準的なトラック事業者の原価を参考としつつ、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、②コンプライアンス(労働時間・法定福利費等)を確保できることを前提。



○運賃が運送の対価であることを明確化するため、**運賃の範囲を明確化する通達を発出。**

○適正な運賃・料金を収受するための方策として**標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正。**

- ①荷送人が運送依頼をする際に作成する**運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定。**
- ②荷待ちに対する対価を「**待機時間料**」とし、発地又は着地における**積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定。**
- ③**附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」^(※)を追加。等**



(※)はい作業:倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業

スケジュール:平成29年8月4日公布、11月4日施行

運賃表(九州運輸局管内)

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位:円)

車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,560	8,750	11,650	15,140

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別	車種別 局 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)		
		北海道	31,100	37,260	48,530	61,290	
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
	沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880		
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
四国			18,420	22,080	28,780	36,350	
九州	18,530	22,190	28,840	36,410			
沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130			
加 算 額	基礎走行キロを超える場 合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710	
		東北	280	340	510	710	
		関東	280	340	510	720	
		北陸信越	280	340	510	710	
		中部	280	340	510	710	
		近畿	280	340	510	710	
		中国	280	340	510	710	
		四国	280	340	510	710	
	九州	280	340	510	710		
	沖縄	280	340	510	710		
	基礎作業時間を超える場 合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であつ て、午前から午後におたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算す る。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780	
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600	
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060	
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820	
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550	
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510	
中国		3,020	3,160	3,390	4,000		
四国		2,810	2,940	3,150	3,730		
九州	2,840	2,980	3,190	3,770			
沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300			

運賃表(九州運輸局管内)

Ⅲ 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

Ⅳ 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

Ⅴ 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受

Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより收受

Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

参考：平成11年公示運賃表

九州運輸局 (単位：円)											
キロ程	車種別 1トン車で ま	2トン車で ま	3トン車で ま	4トン車で ま	5トン車で ま	6トン車で ま	8トン車で ま	10トン車で ま	12トン車で ま	14トン車で ま	14トン車を 超え500km まで20km増す 場合に
10 kmまで	5,650	7,960	9,520	11,100	12,640	14,340					
20 "	9,220	12,130	13,020	14,270	15,820	17,350	19,580	21,770	22,480	24,860	2,390
30 "	12,100	14,090	15,120	16,610	18,370	20,200	22,820	25,330	26,150	28,870	2,720
40 "	14,280	16,040	17,220	18,940	20,960	23,030	25,970	28,870	29,820	32,900	3,080
50 "	16,030	18,000	19,330	21,260	23,540	25,860	29,140	32,420	33,480	36,920	3,440
60 "	17,780	19,980	21,440	23,600	26,140	28,700	32,290	35,960	37,150	40,850	3,700
70 "	19,240	21,940	23,540	25,940	28,700	31,520	35,450	39,490	40,820	44,800	3,970
80 "	21,290	23,880	25,640	28,270	31,280	34,370	38,580	43,040	44,500	48,710	4,210
90 "	23,030	25,850	27,760	30,590	33,850	37,190	41,450	46,550	48,160	52,640	4,490
100 "	24,970	27,800	29,860	32,920	36,400	40,010	44,390	49,790	51,830	56,570	4,740
110 "	26,050	29,020	31,150	34,380	38,080	41,810	46,480	52,250	54,120	59,170	5,050
120 "	27,140	30,240	32,450	35,830	39,670	43,570	48,700	54,380	56,390	61,730	5,340
130 "	28,220	31,450	33,760	37,280	41,270	45,350	50,860	56,480	58,670	64,330	5,660
140 "	29,300	32,660	35,040	38,740	42,880	47,110	52,760	58,680	60,960	66,940	5,980
150 "	30,400	33,880	36,350	40,200	44,500	48,860	54,740	60,920	63,260	69,500	6,240
160 "	31,480	35,080	37,670	41,650	46,100	50,630	56,830	63,170	65,530	72,100	6,560
170 "	32,580	36,310	38,940	43,120	47,690	52,380	58,900	65,390	67,820	74,680	6,850
180 "	33,650	37,510	40,260	44,560	49,310	54,160	60,960	67,620	70,100	77,260	7,150
190 "	34,750	38,740	41,520	46,010	50,900	55,920	63,020	69,830	72,370	79,840	7,460
200 "	35,820	39,940	42,830	47,460	52,520	57,680	65,100	72,070	74,660	82,420	7,750
200kmを超え500km まで20km増すごとに	1,930	2,150	2,320	2,560	2,810	3,100	3,500	3,890	4,220	4,820	600
500kmを超え50km 増すごとに	4,840	5,360	5,760	6,360	7,060	7,750	8,740	9,710	10,430	11,750	1,320

随時割別買切運賃

種別		車種別 割別	1トン 車まで	2トン 車まで	3トン 車まで	4トン 車まで	5トン 車まで	6トン 車まで	8トン 車まで	10トン 車まで	12トン 車まで	14トン 車まで	14トン車を 超え500km まで20km増す 場合に
運賃 割別	3トン車を 超えるもの 100キロ メートル	北海道	21,660	25,330	29,040	32,750	36,280	38,190	41,840	47,300	51,560	55,040	4,480
		東北	23,080	25,960	28,430	32,540	35,420	38,300	44,480	48,950	51,960	56,450	4,880
		新潟	22,630	25,400	27,900	31,960	34,780	37,620	43,680	48,950	50,690	55,460	4,780
		関東	25,620	28,440	30,360	33,520	37,120	39,520	43,560	47,600	52,030	56,480	4,450
		中部	25,420	28,080	30,130	33,280	35,740	38,540	43,340	47,380	51,800	56,240	4,440
		近畿	25,500	28,310	30,190	33,340	36,310	39,240	43,250	47,260	51,730	56,090	4,360
		中国	22,680	25,510	27,940	31,990	34,810	37,660	43,720	48,000	50,990	55,380	4,390
		四国	21,340	24,260	26,360	29,450	32,350	35,040	40,440	46,060	50,930	55,620	4,690
		九州	22,550	25,300	27,800	31,840	34,660	37,480	43,510	48,760	50,750	55,540	4,790
	沖縄	14,030	17,440	20,860	24,360	27,770	31,200	35,750	39,760	41,000	44,350	3,350	
	4時間割別	北海道	15,020	16,670	18,300	19,660	21,470	22,570	25,500	27,950	30,360	32,800	2,440
		東北	13,200	15,240	16,430	18,960	20,600	22,240	25,960	28,820	30,940	33,840	2,900
		新潟	12,960	14,900	16,180	18,600	20,210	21,820	25,490	28,300	30,420	33,260	2,840
		関東	15,380	16,940	18,160	20,110	21,360	22,570	25,420	27,850	30,250	32,680	2,420
		中部	14,670	16,480	18,070	19,250	20,670	22,480	25,300	27,710	30,120	32,530	2,410
		近畿	15,300	16,910	18,070	20,000	21,190	22,420	25,210	27,650	30,120	32,450	2,390
		中国	12,960	14,880	16,200	18,620	20,230	21,860	25,510	28,320	30,600	32,940	2,340
		四国	12,360	14,150	15,720	18,860	19,420	20,470	23,360	25,510	30,580	33,320	2,750
九州		12,910	14,820	16,300	18,630	20,140	21,760	25,390	28,200	30,380	33,190	2,810	
沖縄	7,700	9,740	11,750	13,850	15,800	17,320	20,600	22,910	25,630	28,640	2,020		
加算 割別	3トン車を 超えるもの 10キロ メートルまで	北海道	410	430	470	500	530	500	670	750	770	830	60
		東北	400	420	440	460	480	500	580	620	650	700	50
		新潟	420	440	480	500	530	500	670	740	760	790	40
		関東	540	560	580	600	610	620	700	760	770	800	40
		中部	370	430	440	490	530	550	620	700	780	830	50
		近畿	480	550	590	610	620	640	700	770	780	820	40
		中国	380	430	440	490	540	500	700	710	740	790	50
		四国	320	350	370	430	470	520	600	670	740	790	50
		九州	350	360	370	420	430	440	500	530	600	650	50
	沖縄	290	300	340	380	400	410	430	480	540	580	40	
	運賃 割別	北海道	2,110	2,530	2,890	3,180	3,530	3,780	4,160	4,700	5,020	5,470	460
		東北	2,340	2,650	2,960	3,190	3,530	3,880	4,360	4,860	5,000	5,460	460
		新潟	2,300	2,600	2,890	3,130	3,470	3,800	4,310	4,780	4,930	5,400	470
		関東	2,590	2,800	3,000	3,190	3,370	3,560	4,090	4,540	4,800	5,260	460
		中部	2,510	2,770	3,040	3,240	3,550	3,800	4,340	4,840	5,090	5,540	460
		近畿	2,580	2,840	3,040	3,240	3,590	3,800	4,340	4,820	5,090	5,540	460
		中国	2,300	2,600	2,890	3,160	3,480	3,820	4,320	4,800	4,980	5,440	460
		四国	2,300	2,600	2,920	3,140	3,480	3,790	4,320	4,790	4,960	5,420	470
九州		2,290	2,570	2,810	3,120	3,460	3,770	4,300	4,760	4,910	5,380	470	
沖縄	1,270	1,640	2,040	2,450	2,840	3,230	3,650	4,300	4,540	5,080	540		

福岡運輸支局では、事業者・荷主向けの説明会を以下のとおり実施。

実施日	説明会	会場	主催	参加者
令和2年9月17日	「標準的な運賃」普及セミナー	リファレンス駅東ビル	公益社団法人福岡県トラック協会	事業者70名
令和2年9月29日	「標準的な運賃」説明会	筑後緊急輸送物資センター	公益社団法人福岡県トラック協会	事業者50名(うちWEB参加10名)
令和2年10月2日	「標準的な運賃」説明会	北九州緊急輸送物資センター	公益社団法人福岡県トラック協会	事業者56名(うちWEB参加22名)
令和2年10月6日	「標準的な運賃」説明会	福岡県トラック総合会館	公益社団法人福岡県トラック協会	事業者53名(うちWEB参加14名)
令和2年10月9日	「標準的な運賃」説明会	筑豊緊急輸送物資センター	公益社団法人福岡県トラック協会	事業者53名(うちWEB参加26名)
令和2年11月12日	トラック事業における標準的な運賃の説明会	福岡市東市民ホール	福岡運輸支局	事業者248社330名
令和2年11月13日	働き方改革関連法に関する説明会	ウエル戸畑	福岡労働局	事業者9名
令和2年11月16日	働き方改革関連法に関する説明会	福岡朝日ビル	福岡労働局	事業者6名
令和2年11月20日	荷役作業安全ガイド講習会	リファレンス駅東ビル	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	荷主を中心に46名(建設業、小売業、製造業、倉庫業、物流業)
令和2年11月25日	働き方改革関連法に関する説明会	大牟田労働福祉会館	福岡労働局	事業者 10名
令和2年12月11日	働き方改革関連法に関する説明会	朝倉商工会議所	福岡労働局	事業者5名
令和2年12月16日	働き方改革関連法に関する説明会	天神クリスタルビル	福岡労働局	事業者 15名